

国立大学法人群馬大学情報化推進室荒牧地区情報システム運用委員会内規

平成20. 6. 12 制定
改正 平成20. 12. 1
平成29. 5. 1
平成30. 4. 1
令和元. 9. 30

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学情報化推進室規程（以下「情報化推進室規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学情報化推進室（以下「情報化推進室」という。）に置く、荒牧地区情報システム運用委員会（以下「運用委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 運用委員会は、情報化推進室規程第7条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 荒牧地区における情報環境整備に関すること。
- (2) 荒牧地区における情報システムの一元化・集中化に関すること。
- (3) 荒牧地区におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画の実施に関すること。
- (4) その他荒牧地区における情報化の推進に関して必要な事項

(組 織)

第3条 運用委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報化推進室員のうち情報化推進室長（以下「室長」という。）が指名する者
- (2) 教育学部（教育学研究科を含む。）及び社会情報学部の教員のうち室長が指名する者 各1人
- (3) 国際センターの教員のうち室長が指名する者 1人
- (4) 総合情報メディアセンターの教員
- (5) 研究推進部総合情報メディアセンター課長
- (6) その他室長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号、第3号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運用委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運用委員会を招集し、その議長となる。

3 運用委員会に副委員長を置き、第3条第2号の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、運用委員会で検討した事項について室長に報告しなければならない。

(事 務)

第9条 運用委員会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、情報化推進室会議の議を経て、室長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成20年6月12日から施行する。

2 この内規施行後、最初に委嘱される第3条第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年9月30日から施行する。